

## 令和8年度 平取町アイヌ文化のブランド化推進事業支援業務 仕様書

### 1 委託業務名

平取町アイヌ文化のブランド化推進事業支援業務

### 2 業務の目的

北海道沙流郡平取町は、二風谷エリアを中心にアイヌ文化が生活文化として継承されている地域である。なかでもアイヌの伝統工芸が盛んで、平成25年に「二風谷イタ」と「二風谷アットゥシ」が北海道で唯一の伝統的工芸品に指定されたが、当時の二風谷民芸組合の組合員数は14名と高齢化と担い手の減少が喫緊の課題となっていた。

平成31年4月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、平取町においては、令和元年度より「平取町アイヌ文化のブランド化推進事業支援業務」が始まり、当初は熟練工芸作家、その後、若手工芸作家が参加する新商品開発を行い、新たに「二風谷アイヌクラフト」というブランドの立ち上げ、二風谷のアイヌ工芸や工芸作家を周知するためのウェブサイトを開設するとともに、道内外でのプロモーションイベントやオンラインショップでの販売を行ってきた。販売額は増加傾向にあり、また、若手工芸作家が国内外に出展する機会も増えつつあるなか、令和8年3月時点の二風谷民芸組合の組合員数は39名と平成25年に比べて3倍弱まで増加している。さらに、本事業における申請支援の結果、令和6年度には「二風谷イタ」と「二風谷アットゥシ」が地域団体商標として登録となり、地域ブランディングが強まることとなった。

このように支援活動を継続することを通じて、平取町においてアイヌ工芸に携わる者が増え、認知度や販売額の増加などの成果を挙げつつあるが、一部の熟練工芸作家を除いては、別の職業を生業としながらの工芸を副業としており、熟練工芸作家の高齢化が進みつつあるなか、将来的に工芸作家として自立していくことを目指していくための継続的な支援が肝要と言える。

については、多様な顧客層に向けた販路拡大を図り、これまで培ってきた道内屈指の工芸技術と魅力を備えた“アイヌ工芸の里”としてのブランド価値をさらに高め、アイヌ工芸の持続的発展と文化理解の促進、さらには地域産業としての確立と振興のための取組を実施することとする。

### 3 業務の概要

若手等の工芸作家による商品開発などを通じた、多様化する消費者ニーズに対応した販路開拓と産地全体の認知度向上を目指す。道内都市部における二風谷のPRイベントを開催するとともに、作家紹介の動画コンテンツの充実などWEBサイト等を活用した情報発信およびオンライン販売の強化に取り組み販売拡大を図る。

これらの推進にあたり、地元関係者、学識経験者、有識者による助言・評価を受けながら本事業全体のマネジメントを行い、ブランド確立に向けた戦略的な推進を図る。

#### 4 業務の内容

- (1) 地元の若手工芸作家等が参画する商品開発
  - ・二風谷の伝統をふまえたデザインと商品開発
- (2) プラットフォームを取り入れた既存販売サイト (<https://shop.nibutani-ainucraft.com>)の拡大および運営のためのセットアップ
  - ・地元管理者一般社団法人ウレシパとの協議により実施
- (3) アイヌ文化と工芸品の PR 販売イベントの実施
  - ・札幌圏 2 カ所での実施（伝統工芸の里「二風谷」来訪につながるイベント、また、うち 1 カ所は札幌パークホテルを予定：実施期間：第 1 希望／令和 8 年 9 月、第 2 希望／令和 8 年 8 月 開催店舗：ホテル、札幌内のレストラン にてアイヌ工芸ブランド化事業で制作しているアイヌ文様 食器の使用と PR)
- (4) Web・SNS 等による工芸作家に焦点をあてたプロモーションの拡充
  - ・海外を含む問合せ等への対応強化（翻訳返答：前年英語対応 8 件・仏語対応 1 件）
  - ・熟練工芸作家 7 名の 1～2 分程度の動画紹介
- (5) 地域団体商標の弁護士を仲介した法手続き等の実施
  - ・受け皿となる新法人設立と移転 ※期限：令和 8 年 12 月
- (6) 地元関係者および有識者で構成する協議会の運営（2 回以上実施）
  - ・工芸の販売等を担う地元団体等との連携
  - ・町長、平取アイヌ協会長、二風谷民芸組合代表理事および学識者 2 名の招集ならびに協議会の開催
- (7) 本業務実施報告書の作成

#### 5 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 18 日（木）まで

#### 6 成果品

- (1) 業務完了報告書 1 部
- (2) 本業務で作成した報告書、提案書等（紙媒体及び電子データ） 3 部
- (3) 本業務で取得した権利等に係る一切の関係書類

#### 7 対象経費

- (1) 予め収入を見込んだ営利目的の取り組みは対象としない。
- (2) 委託事業の委託先が委託事業を実施する際に必要となる機械、器具等については、基

本的にリースあるいはレンタルにより対応することとし、リースあるいはレンタルによる対応が困難な場合に限り、委託事業の委託費に含まれる当該機械、器具等の取得等（取得価格又は効用の増加価格が 50 万円未満の場合に限る。）に係る経費を認めるものとする。

#### 8 予算上限額（消費税含む）

15,000,000円

#### 9 その他

- (1) 業務は本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 事業受託者は業務の実施にあたっては関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 事業受託者は業務の実施にあたっては発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 事業受託者は業務の進捗について、発注者に対して概ね 2 週間毎に進捗状況を報告すること。
- (5) 事業受託者は業務の一部を再委託するときは、予め発注者に書面により報告し、発注者の承認を得ること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (7) 事業受託者は本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む）を、業務完了後、直ちに平取町に無償で譲渡すること。
- (8) 事業受託者は本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシーまたは肖像権、パブリシティ権、その他権利を侵害しないこと。
- (9) 事業受託者は本業務を通じて知りえた個人情報や業務上の秘密を第三者に漏えいすること並びに資料及びデータの紛失、滅失、毀損及び盗難等を防止するために必要な措置を講じること。
- (10) 企画提案に関する問い合わせ・連絡先
  - ・ 沙流郡平取町本町 28 番地 平取町アイヌ施策推進課（業務担当：阿部）
  - ・ 電話番号 01457-2-2341 FAX 01457-2-2277

以上